

自由主義的統治と契約法理論

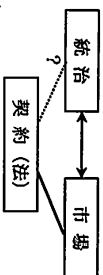
1. はじめに

自由主義的統治に関するフーコーの分析 (1978-1979)

⇒ 市場と統治との関係性が中心的なテーマ

そこで、自由主義的統治と契約法とはどのような関係にあるのか？

特に、(新)自由主義と契約法理論との関係性、あるいは、契約における自由と統治との関係性について考える。



2. 自由主義的統治の分析 — フーコー 1978-1979 年調査より

～15 世紀	16 世紀～	18 世紀～	20 世紀～
統治対象から 隔離された 外部 (神など) の規範による 支配	<国家理性論> 統治対象 (= 住民・ 領土) についての知 に基づき管理・介入 ポリス・ポリツアイ ⇒ 統治の過剰	<自由主義論> 統治対象 (= 人口・市場) に固有の自然性 (法則) を根拠とする調整・ 政治経済学 ⇒ リスク管理	<新自由主義論> 統治対象 (= 市場と社会) オルト学派: 市場の脆弱性 ⇒ 社会介入政策 シカゴ学派: 市場の合理性 ⇒ 市場原理拡大

3. 統治と市場

3. 1. 国家理性論 (16・17 世紀)

「市場は、配分的正義の特権的な場所であるべきものとされていた...」¹

「市場」= 正義の場所。市場 = 規制によって攻囲された場所。公正価格。公正な配分。不正行為の不在 (詐欺・違法行為の不在)。買い手の保護 (粗悪品のリスクと売り手の不正行為)。

3. 2. 自由主義 (18 世紀)

「市場の自然的メカニズム及び自然価格の形成によって...統治実践を偽であるとして取り除くことが可能となる。」²

「市場」= 真理の場所。市場 = 自然 (発生) 的メカニズムにしたがり (べき) もの。自然価格。正常価格。新たな真理の体制と統治理性とを結び付けた政治経済学。

¹ フーコー 1979, 邦訳 (2008) 38 頁。

² Ibid., 40 頁。

3. オルト学派 (フライブルグ学派)

「国家の監視下にある市場よりもむしろ、市場の監視下にある国家を...」¹

「市場のために統治しなければならない。」¹

W. オイゲン, F. ベーム, W. レプク, L. エアハルトなど。

経済の計画化への批判。自由放任主義への懐疑 = 独占批判。完全競争 (競争秩序) の実現。社会介入政策 (生の政策): 「冷たい」競争メカニズムを「熱い」価値 (労働、家族、自然環境など) によって埋め合わせる。擾乱をもたらす競争に道徳的・政治的枠組を設ける。国家の存在理由。積極的自由主義。

3. 4. シカゴ学派

「経済的ならざるものに関する一種の経済主義的分析」¹

「...市場は、もはや統治の自己制限の原理ではなく、統治に対抗するための原理である。」¹

G. J. スライグラー, G. ベッカーなど。

市場経済を社会全体にわたって絶対的かつ無制限に一般化する。人間の行動様式分析。人的資本理論: 母親と子どもとの関係 (世話、愛情、教育など) さえコストと利益という観点から分析する。さらに、犯罪と非行性についての経済分析。経済学的格子上によって統治行動の有効性を評価する。

4. 契約法理論と市場

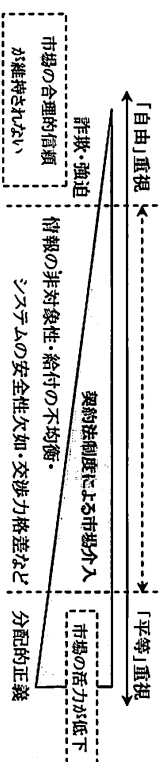
4. 1. 市場 = 合理的信頼

「市場経済は、自分とは情緒的な絆を有さず異質な価値観を有するかもしれない他者との間でも、交渉を通して合理的な信頼をつくりあげる可能性を有する...」¹

「合理的信頼を築き上げるためには、他者に対する不信を増幅させない環境や勝ち機会がある程度平等に与えられているような公正な環境を必要とする...」¹

市場の自動調整による合理的信頼形成がなされない場合に、契約法制度の介入による環境整備が要請される (山田 2008)。

⇒ 問題: 情報の非対称性、システムの安全性欠如、給付の不均衡、交渉力格差、独占など



³ フーコー 1979, 邦訳 (2008) 143 頁。

⁴ Ibid., 149 頁。

⁵ Ibid., 300 頁。

⁶ Ibid., 304 頁。

⁷ 山田 2008, 119 頁。

⁸ 前掲書、同頁。

4. 2. 放任と介入のあいだ

詐欺・強迫については契約法による介入がほぼ争いなく認められる。それ以上の介入については争いあり。

⇒ 通常の問題：どの程度の介入＝環境整備を行えば、市場における「合理的信頼」が担保されるのか？どの程度の介入＝環境整備が市場の活力や個人の自律性を低下させるのか？

⇒ しかし、そもそも「合理的信頼」とは何か？市場における勝機の平等？これは契約法制度によって形成されるものなのか？契約法「外」の環境整備によるのではないのか？

5. 新自由主義的統治における契約法とその外部

5. 1. 契約自由の原則

オルト学派・シカゴ学派ともに契約自由の原則を重視する。
⇒ 市場競争による自動調整機能を信頼すれば、契約法はシンプルなルールになる。
しかし...

5. 2. 独占について

オルト学派：独占は経済プロセスにおける異物であり、自然発生的には形成されない。
市場に介入せず、独占を阻止する法・制度的枠組の形成と社会介入政策（中小企業の育成、中産階級創出のための財産形成政策など）⁹
シカゴ学派：独占は存在しない／独占は市場競争によって解消される。

5. 3. 契約法の外部へ

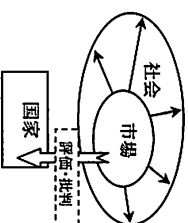
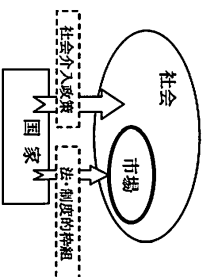
市場における合理的信頼は契約法「外」の統治実践によって確保される？
⇒ オルト学派：市場の法・制度的枠組（法治国家）の確保と社会介入政策による市場競争の環境整備
* 合理的信頼は社会介入政策によって確保される。

⇒ シカゴ学派：市場競争の原理を社会全体に拡大し、国家による統治の有効性を評価・批判する。
→ 国家による統治の縮小／市場原理にもとづく統治へ

* 合理的信頼は市場原理（の徹底）によって確保される。

契約法「外」の統治実践：

社会介入政策も市場原理の徹底も、人間の生存形態や行動様式についての知と、それにもとづく統治（生政治）を増殖させる。生政治の序論としての統治性研究（フーコー）¹⁰



6. 契約における自由と統治

6. 1. 自由のための統治

「新たな統治理性は自由を必要とし、新たな統治術は自由を消費する...。自由を消費するということはつまり、自由を生産しなければならないということ...。したがって新たな統治術は、自由を運営するものとして自らを提示する...。」¹¹



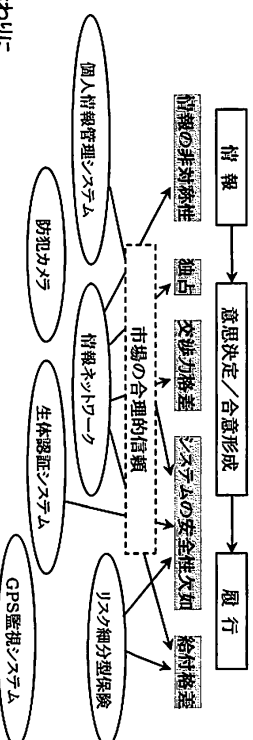
6. 2. 新自由主義・セキュリティ・統治テクノロジー

「安全の戦略、これは、いわば自由主義の裏面あるいはその条件そのものです。自由と安全。自由と安全の作用。これが、...新たな統治理性の核心そのものにあります。」¹²
自由とセキュリティのための統治。

新自由主義は私たちの自由とセキュリティをいかに生み出すのか？

⇒ 人間の生存形態や行動様式についての知 ⇒ 新たな知にもとづくテクノロジー
防犯カメラ、生体認証システム、情報ネットワーク、...データマイニング（ビッグデータ）へ

6. 3. 契約における統治と自由



7. おわりに

（新）自由主義的統治と契約法（理論）：市場を重視したシンプルなルール

⇒ 法の減少と契約法「外」の統治実践の増殖

契約における自由と統治：「契約の自由」を統治する政策やテクノロジー

⇒ 自由（＝自律性）とセキュリティ（＝合理的信頼）を産出、管理する。

しかし、新自由主義の統治政策・テクノロジーはいまだ法を凌駕してはいない。未来は...？

【参考文献】

- ミシェル・フーコー 1979 『生政治の誕生』（慎改康之 訳）筑摩書房、2008 年。
デイヴィッド・フーコー 1989 『自由のためのメカニズム』（森村 進ほか訳）勁草書房、2003 年。
ローレンス・リッジンジ 2000 『CODE』（山形浩生・粕木亮二 訳）翔泳社、2001 年。
大屋雄裕 2007 『自由とは何か』ちくま新書。
酒井隆史 2001 『自由論』青土社。
米谷園江 1996 『自由主義の統治能力』『自由な社会の条件』新世社。
山田八千子 2008 『自由の契約法理論』弘文堂。

⁹ 米谷 1996, 211-212 頁。

¹⁰ フーコー 1979, 邦訳(2008)391 頁。

6. 契約における自由と統治

6. 1. 自由のための統治

「新たな統治理性は自由を必要とし、新たな統治術は自由を消費する...。自由を消費するということはつまり、自由を生産しなければならないということ...。したがって新たな統治術は、自由を運営するものとして自らを提示する...。」¹¹



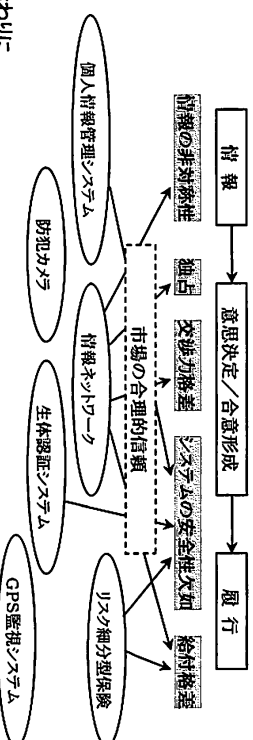
6. 2. 新自由主義・セキュリティ・統治テクノロジー

「安全の戦略、これは、いわば自由主義の裏面あるいはその条件そのものです。自由と安全。自由と安全の作用。これが、...新たな統治理性の核心そのものにあります。」¹²
自由とセキュリティのための統治。

新自由主義は私たちの自由とセキュリティをいかに生み出すのか？

⇒ 人間の生存形態や行動様式についての知 ⇒ 新たな知にもとづくテクノロジー
防犯カメラ、生体認証システム、情報ネットワーク、...データマイニング（ビッグデータ）へ

6. 3. 契約における統治と自由



7. おわりに

（新）自由主義的統治と契約法（理論）：市場を重視したシンプルなルール

⇒ 法の減少と契約法「外」の統治実践の増殖

契約における自由と統治：「契約の自由」を統治する政策やテクノロジー

⇒ 自由（＝自律性）とセキュリティ（＝合理的信頼）を産出、管理する。

しかし、新自由主義の統治政策・テクノロジーはいまだ法を凌駕してはいない。未来は...？

【参考文献】

- ミシェル・フーコー 1979 『生政治の誕生』（慎改康之 訳）筑摩書房、2008 年。
デイヴィッド・フーコー 1989 『自由のためのメカニズム』（森村 進ほか訳）勁草書房、2003 年。
ローレンス・リッジンジ 2000 『CODE』（山形浩生・粕木亮二 訳）翔泳社、2001 年。
大屋雄裕 2007 『自由とは何か』ちくま新書。
酒井隆史 2001 『自由論』青土社。
米谷園江 1996 『自由主義の統治能力』『自由な社会の条件』新世社。
山田八千子 2008 『自由の契約法理論』弘文堂。

¹¹ フーコー 1979, 邦訳(2008) 78 頁。

¹² Ibid., 80 頁。